

		専 門 科 目				一 般 教 養 科 目 等			
		講 義		実 験		一般教養		外 国 語	
		平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高
戦 後 創 設 の 大 学	1								
	教授	9.2	12			8.0	8		
	経 助教	8.4	10			12.0	14		
	講師	10.0	10			8.0	10		
	文 教授	9.4	14			9.2	10	13.0	14
	芸 助教	11.0	14				—	14.0	16
	講師	8.0	8			9.2	12	11.5	16
	2	8.6	10	16	30	7.8	16	11.5	16
	政経	4.6	10			2.5	6	10.5	16
	工	8.6	10	16	30	7.8	16	14	14
	文	4.6	8			3	4	16	16
	3								
	法	6	8						
	経	6.7	8						
	文	9.6	14					4	12
	理	5	8	9.8	28				
	4								
	経	9.7	10			6	8	14	14
	5								
	文	4	10			3	11	7	9
	経	4	8			7	11	7	10
	管	3	11			2	2	7	13
	法	5	14			3	7	7	10
	理工	3	9	3	5	4	16	9	10
理工系を除いて安定していることがわかる。									
1.はS35～S41間に、教員1人当り学生数が32%増となっている。									
宗 教 大 学	2	7.3	13	7	15	6	10	8	18
	神	6	10						
	文	7	18						
	法	6	10						
	経	7	16						
	外語	10	16						
	理	10	18	7	15				

		専 門 科 目				一 般 教 養 科 目 等			
		講 義		実 験		一般教養		外国語	
		平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高
宗 教 大 学	3								
	神	8.7	10						
	経	6.5	10			11	11	13.6	18
	工	5.9	18	4.5	18	11.4	17	14	14
	4								
	教養	4	11	4	6	3.5	3.5	4	5
理 工 系 大 学	1	6.7	14	4.4	13	9.6	1.8	15	18
	理 ₁	7	14	5	8	9	9.7	14.3	18
	工	6	12	5.6	13	11			
	薬	4.5	9	2	3				
	理 ₂	10	13	5	8	9		16	18
	2								
	工 ₁	5.1	11	7.1	17	7.7		11.5	14
	工 ₂	3.1	11	9.6	12	6	6	12.0	14
	3								
	工	13	21	6	20	7	18	19	22
○ 総合大学の理工系に比し、非常に安定している。									
○ 工学院はS36～S41間に教員1人当り学生数が約30%増加している。									
医 学 系 大 学	1								
	医	4.9	14.5	4.8	11	3.7	4	8	8
	進学					17	18	11	16
	専門	1.3	3.6	12.2	12.1				
	2								
	教授	3	6	9	1.3				
	医 助教	3	7	6	9				
	講師	15	2	4	6				
	教授			8.7	13.5				
	薬 助教			5.6	9				
	講師			7.1	8.5				
	教授	10.6	16.5	11.8	18.5	1.5	1.5		
	理 助教	10	—	—	—	—	—		
	講師	6.3	10	—	—	4	6		
	一般教養					5.5	10	13	14
	3								

		專 門 科 目				一 般 教 養 科 目 等			
		講 義		実 験		一般教養		外国語	
		平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高
医学系 大 学	医	3.6	—	2.8	—	2.4	—	9	7
	4								
	獣医	1.0	1.6	9	1.2	6	6	6	6
	1								
	体	—	1.2	1.3	1.6	5	8	5	6
	2								
	教授	9	1.2			1.2	1.4	1.6	1.6
	商助教	1.0	1.2						
	講師	1.2	1.2						
	教授	2	3	7	1.2			8	1.2
関 西 地 方 大 学	医助教	1	1.5	4	6				
	講師	—	1.5	5	6			1.2	1.2
	1					6	1.4	13.4	2.0
	法	10.9	1.9						
	経	12.3	2.4						
	文	6.5	1.6						
	商	14.1	2.0						
	工	7.8	1.5	19.1	2.6				
	2								
	神	6.8	10.0			2.0	2.0	4.0	6.0
大 学	文	—							
	社	6.5	12.0	2.0	2.0	4.0	6.0	12.0	12.0
	法	8.0	8.0					15.0	16.0
	経	12.0	18.0			12.0	18.0	16.0	18.0
	商	8.7	14.0			8.0	8.0	11.4	20.0
	理	7.7	14.0	7.1	16.0	2.8	6.0	14.0	14.0
	3	11.6	22.0	12.3	3.5	12.0	2.2	16.4	2.4
	神	9.2	16.0						
	文	11.3	20.0						
	法	11.8	20.0						
4	経	12.6	16.0						
	商	11.9	20.0						
	工	12.0	22.0	12.3	3.5				

		専 門 科 目				一 般 教 養 科 目 等			
		講 義		実 験		一般教養		外国語	
		平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高
関 西 地 方 大 学	法	6	10						
	商	6	12						
	理工	8	12	4	6				
	薬	4	6	4	6				
	農	4	8	6	6				
	工	4	8	4	8				
	2工	4	8	4	8				
	教養					4	6	4	6
	5								
	文	5.8	13	0.2	3	1	6		
	理	7.4	19	5.6	13.5	1.8	7		
	経	7.4	12			0.5	2		
最 近 新 設 大 学	法	8.8	12			0.6	2		
	営	7.6	13						
	教養	4.5	4	1.8	15	1.7	6	3.7	14
	関東地方の大学に比して持時間が非常に少ない。近畿・甲南はS35~41間に教員一人 当り学生数が30%以上増。								
女 子 大 学	1								
	教養	4	6			6	10	12	14
	2								
	教養					5	8	9	14
	経	4	6						
大 学	理	3	4	6	6				
	1								
	文理	9.9	14	5.3	6.5	9.5	14	12.8	15
	2								
	文	10	12						
	家政	9	15						
	一般	11	16	3	9	11	14	14	16
	教養								
大 学	3								
	家政	5.2	10	9.5	18	7.2	10	11.3	12
	文芸	9.4	16	6	6	3	4	4.4	6
	4								
	文	8	11	2	2	3	4	4	10
大 学	5								
	一般	7	13			6	12	5	11
	教養								

		專 門 科 目				一 般 教 養 科 目 等			
		講 義		實 驗		一般教養		外 国 語	
		平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高	平 均	最 高
	文	9	1 7			2	2	4	8
	家政	5	8	9	2 4	1	1	—	—
国立大学	1	7.8	1 6	6.2	1 9	2.0	4	7.3	1 2
	人文	5.5	1 0	—	—	2.4	4	7.3	1 2
	法	7.2	1 0	—	—	1	1	—	—
	經	6.8	1 0	—	—	1.4	2		
	理	12.7	3 6	8.3	1 8	3.3	1 0		
	工	6.9	1 7	4.2	2 1	—	—		
	2	8.1 6	3 3.0	6.40	4 9 5	4.81	8.0	1 2.0	2 0.0
	文	5.7 5	1 4.0	0.21	9.0	4.82	8.0	1 2.0	2 0.0
	教育	4.00	1 0.0	1.61	6.0	—			
	法	5.4 3	8.0	—	—	2.00			
	經	5.4 0	7.0	—	—	2.00			
	理	9.3 5	2 9.5	13.72	3 3.0	5.5 5			
	医	4.3 3	8.5	5.9 3	2 0.0	—			
	藥	2.6 3	5.5	12.00	1 2.0	—			
	工	13.0 1	3 3.0	3.5 9	2 1.0	2.00			
	農	8.3 9	2 6.0	10.18	3 0.0	—			
	獸	3.5 9	9	4.9 3	1 9.5	—			
	水産	8.2 0	1 0.5	8.3 7	4 9.5	—			
	3	8.3	4.2	7.5	3 6.8	1 2	2 3	1 2	1 6
	文	10.6	2 0						
	法	9.1	1 4						
	經	9.3	1 2						
	理	2.3	7	14.3	3 5				
	医	4.6	1 8.2	4.6	1 1 0				
	齒	2.0	4.6	6.0	1 7				
	藥	3.6	5.5	18.7	3 6.8				
	工	18.0	3 7	4.7	2.6				
	基礎 工学	28.3	4 2	7.9	1 8				
	教養					1 2	2 3	1 2	1 6
	4	1 0	3 1			9	1 4	1 1	1 4
	文	9	1 2						
	教養					1 1	1 4	1 1	1 4
	經	8	1 0						
	教育	1 1	2 6						

(E) 国公立大学研究費支給状況(1966年度)

	区	分	教 授	助 教 授	講 師	助 手	備 考	
国 立	学生一人 当り積算校費	講 座 制	非 実 験	8 7 6, 2 0 0			6 7 年度は + 1 0 %	
			実 験	3 4 5 6 8 0 0				
			臨 床	3, 7 5 1, 1 0 0				
		講修 座座 制士 (学科 目制 大学 院シ)	非 実 験	2 6 7, 5 0 0	1 4 8, 2 0 0	1 1 2, 1 0 0		8 0, 7 0 0
			実 験	7 4 4, 6 0 0	5 6 8, 7 0 0	3 4 7, 5 0 0		1 5 5, 5 0 0
			非 実 験	1 9 9, 3 0 0	1 1 0, 1 0 0	8 2, 1 0 0		6 0, 4 0 0
	学生一人 当り積算校費	大 学 院	実 験	6 6 2, 0 0 0	3 9 9, 5 0 0	2 4 4, 2 0 0	1 0 9, 2 0 0	
			文	1 6, 8 0 0			+ 1 5 %	
			理	4 3, 0 0 0			(博 士 2, 5 %)	
		大 学	医	4 6, 0 0 0			+ 1 0 %	
			文	8, 0 0 0				
			理	1 8, 2 0 0				
			医	1 9, 7 0 0				
			文 理	文 8, 0 0 0	理 1 8, 2 0 0			
	国立研究所 教員一人 当り積算校費	非 実 験	4 7 2, 1 0 0	2 6 2, 4 0 0		1 4 1, 7 0 0	+ 1 0 %	
			実 験	1, 7 9 2, 1 0 0	1, 0 7 6, 1 0 0	6 5 7, 1 0 0		2 9 4, 3 0 0
		研究旅費	講 座 制	3 7, 5 0 0	3 0, 3 0 0	3 0, 3 0 0	2 1, 4 0 0	
			修 講 座 制	2 8, 4 0 0	1 9, 2 0 0	1 9, 2 0 0	2 1, 4 0 0	
学科目別			3 5, 2 0 0	1 5, 5 0 0	1 5, 5 0 0	9, 5 0 0		
公 立		都 立	非 実 験	1 4 3, 5 4 7	9 7, 1 7 7	9 7, 1 7 7	5 0, 8 0 7	
	実 験		4 9 5, 2 3 9	2 9 3, 0 0 4	2 9 3, 0 0 4	1 0 5, 2 2 8		
	大阪市立	経	2 0 4, 0 0 0	2 0 4, 0 0 0				
		商	1 8 7, 0 0 0					
		文	2 3 7, 0 0 0					
		家 政	1 講座当り			5 5 7, 0 0 0		
		理				7 5 0, 0 0 0		
		医				8 8 1, 0 0 0		
		工				1, 0 7 3, 0 0 0		

註 国公立大学の研究費の金額はこれにものう諸経費をふくんでおり、これが直ちに直接の研究費を表わすものでない点は留意の要がある。

区 分		教 授	助 教 授	講 師	助 手	備 考
私	1	4 2 0 0 0				
	2	4 0,0 0 0 0				
	3	35,000	32,000	30,000	20,000	
	4	神 学 部	12,000	12,000	12,000	6,000
		経済学部	55,000	50,000	45,000	40,000
		工 学 部	20,000	15,000	15,000	10,000
	5	84,000	72,000	60,000	48,000	学会出張旅費を含む
	6	30,000	27,000	25,000		理科系は31講座各100万円
	7	講座で 2 2 0,0 0 0				
	8	4 5 0 0 0				
	9	27,000	23,000	20,000	15,000	平 均
	10	60,000	55,000	60,000	55,000	
	11	5 0,0 0 0 0				工学部は1講座120万
	12	文 科 系	60,000	50,000	45,000	40,000
		理 科 系	35,000	25,000	20,000	15,000
	13	63,000	59,000	55,000	51,000	
	14	50,000	50,000	50,000	45,000	
	15	医学部のみ講座に120万円				
	16	50,000				
	17	30,000				
	18	41,000				
	19	各学科につき170万～190万円前後				
	20	薬	170,000	120,000	70,000	40,000
		理	150,000	100,000	80,000	50,000
		教 養	平 均		5 0,0 0 0	
21	76,000	54,000	80,000		平 均	
22	100,000 (理工700,000)		100,000	100,000	—	
23	25,000+特研分(学部毎20～100万)				35,000	
24	工	300,000	250,000	200,000	48,000	
	文 科 系	156,000	109,250	78,000	48,000	
25	学科により302,800～570,000					
26	60,000	50,000	40,000			
27	1講座平均1,600,000					
28	な し					
29						
30	110,000	85,000	85,000	54,000		平 均

区 分	教 授	助 教 授	講 師	助 手	備 考
私 立	31	1 講座	8 0 0, 0 0 0		ほか大学院生 1 名につき 5 0, 0 0 0
	32	一 律	4 0, 0 0 0		
	33	5 1, 4 5 5	4 2, 4 7 9	3 4, 8 0 8	0
	34	8 4, 8 0 0	6 2, 3 0 0	5 6, 5 0 0	2 1, 0 0 0
	35	一 律	8 0, 0 0 0		
注) 国立および大阪市立は日教組大学調べ、都立および私立は今回のアンケートによる。					

(E) 医学関係 研究費の特徴

私立医大の研究費

a 大学費による研究費(総予算の20~35%)=20,000千~60,000千)

b 文部省科学研究費 9,000千

(C、私学助成金(施設)31,000千)

a+b=29,000千~69,000千(1講座当り1,000千~2,000千)

(国立aのみ2,000千~2,500千)

科学研究費の配分状況

	全	医	国(24)	公(9)	私(13)
	千	千	千	千	千
特 定	7 3 7, 7 3 0	2 8 3, 2 7 0	2 5 5, 4 7 0	1 0, 1 8 0	1 1, 6 2 0
機 関	1, 5 0 6, 8 0 0	2 1 6, 7 5 0	1 4 7, 2 6 0	2 8, 8 7 0	4 0, 6 2 0
各 個	5 3 5, 3 9 0	1 0 1, 3 5 0	5 1, 3 3 0	2 1, 6 1 0	2 8, 4 1 0
総 合	7 9 9, 4 5 0	1 1 8, 2 0 0	9 2, 6 0 0	7, 4 0 0	1 8, 2 0 0
試 験	6 1 0, 7 8 0	1 3 7, 1 4 0	1 1 1, 2 3 0	9, 5 4 0	1 6, 3 7 0
計	4, 1 9 0, 1 5 0	8 5 6, 7 1 0	6 5 7, 8 9 0	8 3, 6 0 0	1 1 5, 2 0 0
		(20%)			(13%)

(F) 国立私立大学 学生数/職員数比率

区 分	学 生 数	本務職員数(内事務係)	本務職員1人当り(事務職員) 学 生 数(1人当り)
国 立	256,603	48,859 (20,708)	5.3 (12.4)
公 立	42,539	9,355 (2,627)	4.5 (16.2)
私 立	745,154	30,624 (13,550)	24.4 (55.0)
全 国	1,044,296	88,838 (36,885)	11.8 (28.3)

注) 1. 「文部統計速報」第1114により1960.5.1現在

2. 学生数には、大学院、専攻科、別科等も含む。

大 学	私立 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	国立 1
事務職員1人 当り学生数	人 6.9	8.2	3.5	7.5	6.1	7.2	5.9	8.4	8.3	8.0	1.6

注) 1. 1964年の数字

2. 東京私教連「私立大学給与規定等5-3」による。

G) 研究補助員について(今回アンケートによる調査票(乙))

第6項

名称のいかんを問わず、実質上学部、講座(学科)、教員専属の研究補助員(助手、学部学生以外の者)をもっていますか。

イ、学部専属	ロ、講座(学科)専属	ハ、教員専属	ニ、もっていない
8校 (21.5%)	21校 (38.8%)	5校 (9.2%)	11校 (20.4%)
29校 (60.3%)			

"もっていない"

と答えてきた大学が11校もあり、20%に相当すること、"教員専属"が非常に少なく、わずか9%であり、これは国立大学か、非常に余裕のある大学に限られていること。

70%は"学部"か"学科"の専属になっている大学ではあっても、私大の学生数の多い大学では「研究補助」の機能を十分果たしているかどうかは、疑問である。

しかも、これは、大部分が実験、実習又はこれに類する学部学科におかれているのである。

第四表 今回調査に見られる私大教授会の地位

1. 教授会固有の権限について

- (イ) 教員の任免、昇進などに関する人事が事実上学部長、事務部長、理事などの段階で決定され、後援会が実質的に審議しえない例が少なからずである。
- (ロ) 学部長選出の制度がない所(学長の任命などによる)がきわめて多い。
- (ハ) 学長(総長)について、学内での選出制度がない所がきわめて多く、理事会できめるといった所などもある。
- (ニ) 入学人員の決定ではむしろ理事会の方が大きいところが少なくない。

このほか、教授会の決定に学長の承認が必要とされたり、学長が三つの学部長と付属中学校長を兼ねていたり、理事長が自動的に学長を兼ねることになっているばあいがある。

2. 教学と経営との関係

- (イ) 小規模大学の場合は、学長がしばしば学部長を兼ね、また理事の一員となっている例が多い。
- (ロ) 法人が総長(学長)に事実上経営も一任している場合は、管理運営が事務部長レベルで決定されている場合がある。
- (ハ) 学内教職員が理事として選出され、とくに常任として主要業務を執行しているときも、選出方法が不明瞭なばあいがある。
- (ニ) 教授会を基礎にした全学的な教学の体制は大学協議会、大学評議会、教学審議会などの名称で設けられているが、このような所は比較的少数であっても、むしろ全学的な教学問題は理事会が

処理されるという所が多い。

(ハ) 評議員会は私立学校法の上では諮問機関であるが、かなりの所では大巾な権限をもつ決議機関となっている。

(ニ) 最近とくに重大な問題となっている学費については、教授会が決定に参加しないのが大部分である。

3 その他教授会自体についていえば、たとえば助手などの公募制度を採っている所はきわめて少なく、また構成員が教授に限定されている所も多い。

私立大学関係勧告一覧表

(附属資料)

件 名	年 月 日	勧 告 先	概 要
1.私立学校 法案につ いて	24.11.10	内閣総理大臣 吉 田 茂	私立学校法案として現在発表されているものは、私立大学を適度に文部省の監督下に置き、学問の独立を危くするものである。大学の特殊性を考慮して改めるべきである。
2.私立大学 法につい て	25.1.23	内閣総理大臣 吉 田 茂	政府において私立大学法制度について審議される場合には、科学研究振興の見地からの本会議(JSC)の意見を諮問されたい。
3.私立大学 に関する 立法的措 置につい て	25.10.23	内閣総理大臣 吉 田 茂	私立学校法には、私立大学の特殊性からみて必要な規定が不足している。政府が国立大学管理法の例にならい、私立大学の自治の尊重の立場から、次の諸点に留意されるよう要望する。 1 私立大学審議会の権限の拡大、強化、またその構成について更に考慮を加えること。 2 教授会の主体性を明らかにする規定及び教授その他の教育につきその地位を保障する規定を設けること。 3 財政的補助乃至助成に伴う政府の監査は、経理面のそれに限る旨の規定を設けること。
4.私立大学 研究設備 助成補助 金の増額 について (要望)	32.10.7	科学技術庁 長官 正力松太郎	昭和32年度は8千8百万円しか計上されなかったが、昭和33年度予算では少くとも4億5千万円を計上するよう要望する。

件 名	年 月 日	勸 告 先	概 要
5.私立大学 研究助成 補助につ いて（勸 告）	34.11.5	文部大臣 松田竹千代	1. 私立大学研究設備助成補助金として、昭和35年度予算において、画期的増額を行うこと。 2. 私立大学研究助成補助の対象を、現在の設備のみならず、施設にも拡張すること。 3. 私立大学研究助成の補助率を現在の$\frac{1}{2}$から$\frac{2}{3}$に引き上げること。
6.私立大学 の助成に ついて （勸告）	40.5.11	内閣総理大臣 佐 藤 栄 作	勸告の理由及び説明として、①私立大学の特殊性 ②経営上の困難（物価上昇に伴う経常費、特に人件費の増大） ③経理内容をみると、寄附金借入金によって賄っている割合が多い。 ④学生及び父兄の負担能力に限界がきている。等があげられる。そして私立大学の助成措置としていくつかの点を指摘している。例えば国の助成に伴って教授の人事、教育内容の干渉等が行なわれないよう厳に注意、助成は赤字の補填でなく、教育の諸効果と結びつくようになされなければならない等々。また国の全体の経済力や他の財政支出との均衡などから試算して教員の増員、待遇改善、施設の改善、債務の償還等に具体的な金額を計上している。 また、私立大学の助成が行なわれる場合に、国立の大学の教育、研究条件改善のための予算要求が圧迫を受けることがあってはならない。

総発第454号 昭和25年10月23日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

私立大学に関する立法的措置について

私立学校法（昭和24年 法律第270号）には、私立大学の特殊性からみて必要な規定が不足している。私立大学をして最高学府として權威を得せしめ、学問の正しい在り方を護持するために適当な立法的措置を講ずる必要性に鑑み、去る10月6日の本会議第7総会の総決に基き、政府が、国立大学管理法の例にならい、協議会を設けて審議を進め、なおその際、私立大学の自治を尊重する立場から特に諸点について留意されるよう、ここに申し入れます。

1. 私立学校法の規定する私立大学審議会の権限を拡大、強化しかつその構成について更に考慮を加えること。
2. 研究ならびに教育に関する教授会の主体性を明らかにする規定及び教授その他の教育につきその

地位を保障する規定を設けること。

3. 財政的補助乃至助成に伴う政府の監督は、経理面のそれによる旨の規定を設けること。

庶発第245号 昭和40年5月11日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部両大臣)

私立大学の助成について(勸告)

標記のことについて、本会議第43回総会の議に基づき、下記のとおり勸告します。

記

現在、わが国においても、私立大学が高等教育の大きな部分を担当し、毎年多数の卒業生を社会に送り出すと共に、学術研究の機関として極めて重要な社会的機能を担当していることは顕著な事実である。しかるに近時、私立大学はその経営において財政的困難に当面し、その機能の達成が極めて困難になっている。よって、私立大学における人的、物的諸条件を改善して教育、研究の効果を増進するため、並びに私立大学に学ぶ学生及び父兄の負担を軽減して国立大学に学ぶ者との不均衡を是正するために、政府は至急に私立大学助成の大巾な増強に必要な総合的措置を講ぜられたい。

なお上記の措置に伴って、私立大学における教育、研究の自由がいささかでも脅かされることのないよう配慮すべきことはいうまでもない。

理由及び説明

1. そもそも私立大学が国公立の大学と並んで存立する理由は、一つには創立者の理想と創意に基づく教育と研究が質的な意味において独自の存立を主張している点にあるが、また一つには国公立の大学が、教育と研究に対する社会の需要を量的に十分満たしていないことに求めることができる。いずれにしても私立大学がわが国の高等教育及び学術研究の領域において重要な社会的機能を営み、国の要請にこたえていることは多言を要しない。そのことは、現在大学生の学生であるという数字が端的に物語っている。また、私立大学がこれまでに社会に送りだし、またこれから送り出すであろう人材に対する国家社会の需要がこれを裏書きしている。
2. ところが、私立大学は最近の社会的、経済的環境の変化から経営上の困難に当面し、ために教育研究の機能を十分に果す上で支障を来している。すなわち、国立大学においては本務教員約27,000人に対し、学生定員215,000人で、教員1人当りの学生数は79人であるのに対し、私立大学においては、約20,000人の本務教育に対する学生定員は416,000人で、職員1人当りの学生数は約21人である。また国立大学においては、学生1人当りの校舎坪数は平均578坪であるのに対し、私立大学の場合は216坪にすぎない。私立大学に人文、社会系学部が多いことを計算に入れてもかなりの格差である。しかし、これらの数字は、今日私立大学についてなかば公認されている定員外学生を含めた学生実人員約544,000人で計算してみると、教員1人当りの学生数は約27人、学生1人当りの校舎坪数は約1.3坪となる。このような格差をちぢめ、私立大学における教育の効果と研究の実をあげるためには、格段の改善が強く要望される。

ちなみに、本来大学設置基準に準拠して設置されたはずの私立大学について、上記のような指標の低下が生じた直接の理由は設置当時に予定された教員の不補充と、定員外の学生の収容とにある。しかし、由って来たる原因は大局的には物価の上昇に伴う経常費、特に人件費の増大－これをカバーするための学生の定員増ならびに定員をこえる学生の収容（私立大学の経理が主として学生の納付金に依存することについて後に述べるところ参照）－校舎の増築－資本的支出の増－利子支払による経常費の圧迫－さらに学生増募という悪循環にあると考えられる。

3 私立大学の人的物的施設を改善し、教育効果を向上させるためには、その経理内容を豊かにすることが必要である。この点は各私立大学によってそれぞれ事情を異にしているから、一律に考えることはできないが、これを平均についてみると、私立大学の収入源は従来かなりの比重を占めていたと思われる基本財産その他からの財産収入、事業収入および寄付金の比率が低下し、何らかの名称を用いるにせよ学生の納付する金員の比率が増加の一途をたどっている。特に収入のうちで寄付金と借入金とが占める割合をみると、昭和35年には前者が11.8%、後者が14.9%であったものが、その後年々後者が増加し、昭和38年には前者が6.1%、後者が22.9%になっている。また昭和37年においては、借入金を除いた実収のうちわけは学生納付金5.5%、寄付金1.3%、財産収入、附属事業収入3.1%、補助金1%となっている。しかも事業収入のある大学は全国大学の約1割にすぎず、大多数の大学は、この種の収入をもたない。従ってほとんどすべての大学は寄附金の2倍以上にのぼる借入金によって不足を補っている。さらに寄付金および借入金の大部分は結局学生の父兄の負担になっていると思われるから、私立大学は、平均して、その収入の70%以上を学生に依存していると推測される。まして、附属収入をもたない大多数の大学の場合には、このパーセンテージは、はるかに増大するものと思われる。要するに、学生納付金以外の収入が限界にきているのに対し、学生納付金は、物価指数を上まわって増額されてきたのである。そして前者について特別の事態が展開しない限り、後者をさらに増額するほかに方法がないということになる。

4 ところで、私立大学の学生の負担を現状よりさらに増額することができるであろうか。それは二つの理由から極めて困難である。その一つは、学生およびその父兄の支払能力が限界にきていることである。すなわち、昭和38年における国立大学の学生の家庭の所得をみると、年収90万円以下のものが約4分の3を占めているのに、私立大学の場合は2分の1しかない。国立大学の場合のピークは年収40万円あたりにあるのに、私立大学の場合は、60～70万のあたりにある。いいかえれば、国立大学へなら子弟を入学させられるが、私立大学へはやれないという家庭が多いわけである。この種の家庭がさらに増加することは、教育に対する機会均等という見地から到底是認され得ないことである。（戦前の授業料をとってみても、これに物価指数をかけることは、授業料以外の名目で納付するものが多いという点からも、また子弟を大学に通学させる階層の変化という点からも、あまり意味がない。）

その二つは、国立大学の学生との間に現実存する負担の不均衡である。私立大学の学生は授業料負担だけを例にとってみても国立大学学生の5倍以上であり、各種の負担を合せてみると、少なくみつっても10倍以上の金額を納付している。しかるに、彼等が支出をうけている1人当りの教育費用は、国立大学の学生の3分の1にすぎない。そのうち国庫の負担する部分を比べてみると実に50分の1しかその恩恵をうけていない。この不均衡をさらに増大することは社会正義の許さ

ないところであろう。

- 5 以上の考察から、われわれは私立大学の教育と研究の条件を至急に改善することが必要であり、そのためには、私立大学に対してすみやかに総合的助成措置をとるべきであるという結論に到達した。
- 6 私立大学の助成措置をとる場合、どのような方法が適当であるかは、かなりむずかしい問題である。ここに具体的な結論を出すことはできないが、この問題を考えるに当たっての考え方について幾つかの点を指摘しておきたい。
 - (1) 第1に、私立大学に対する国の助成に伴って、公の会計検査が行われるとしても、教育と研究の自由に対する統制が加えられてはならない。特に時の政府の要求にこたえるものだけ助成が与えられるという形で教授の人事、教育内容への干渉が行なわれないう厳に注意しなければならない。
 - (2) 第2に、上記に関連して、国の助成の配分を公正に行なうために特別の配分委員会を創設することが望ましい。その際例えは英国のUniriersity Grant Committeeなどが参考とされるべきである。すなわち、この委員会の構成は、国の助成が公正かつ適切に行なわれるよう工夫されねばならず、その運営のためには、適正な配分基準を設け、また独立の事務局を置いて、常に私立大学経営の実態を把握することに努めなければならない。
 - (3) 第3に、助成の方法としては、次のことが考えられる。
 - (a) 機械、設備、施設の整備に対する助成
 - (b) 施設、特に土地の取得、校舎の建設に対する融資、利子補給または助成
 - (c) 経常費に対する補助
 - (d) 私立大学に対する寄附を国立大学に対するそれと同じに取扱う税法上の措置
 - (e) 子弟のための納付金を一定の限度で父兄の所得から控除できるように税法上の措置
 - (f) 附属事業の所得に対する税法上の緩和措置上記のうち(a)、(b)については、すでにある程度実施されているが、これを拡充し、その他のものをも含めて総合的弾力的に実施されることが望ましい。ただし、私立大学が当面している困難は一様でなく、それぞれ事情を異にすると考えられるからである。とくに消費的支出、なかんずく人件費の支出が急増していること（昭和35年には学生1人当りの消費的支出が61,158円、うち教授人件費が40,875円であったものが、昭和37年にはそれぞれ77,384円、50,780円となっている）が私立大学経理の赤字の主要な原因の一つになっていることを思い合せると(c)の経常費に対する補助も不可欠の項目であると考えられる。ただし、そのためには、上に述べた公正な配分の機会と、つぎに述べる諸条件が十分に満たされなければならないことはいうまでもない。
 - (4) 第4に、助成は単なる赤字の補填ではなく、つぎの諸効果と結びつくことを条件とするものでなくてはならない。
 - (a) 私立大学自体が、その責任の重大さを自覚し、その財政を公明にし、教授会を起点とする正しい大学自治を樹立するよう十全の努力をすること。
 - (b) 相当数の教員の増員と教職員に対する適正な待遇

(c) 教育、研究の物的諸条件の改善

(d) 定員外学生の抑制とその定員化

7. 上記の問題点がそれぞれ適正に解決されたとして、大体どの程度の国の助成が妥当であろうか。

問題は国の全体としての経済力や、他の財政支出との均衡など多くの要素がからんでいるので結論を出すことは困難である。しかし私立大学の側に立ってその必要度から試算してみると、およそ次のような数字が得られる。

(1) 前提学生数がその実人員において大体现在の状態でおちつき授業料の値上げが行なわれないことを前提とする。また現在のところは収支のバランスが一応とれているものと仮定して考察する。

(2) 教員の増員 10年間に本務教員を倍増増員として(それでも教員1人当りの学生数は15人に近い。国立は8人弱である)約2万人の増員で、年間に2千人の増員となる。

教育補充の困難であることを考察して、当初の2、3年は年間1,000人の増員としても、その給与が1人平均年額70万円とすれば、初年度に要する費用は

$$700,000 \text{円} \times 1,000 = 700,000,000 \text{円} \quad (\text{A})$$

(3) 教員の待遇改善 私立大学の教員の基本給は国立大学の教官のそれよりも若干低い。しかし季末手当その他の手当を考慮に入れると、全体として国立大学と大差ないものと考えられる。もっとも私立大学の教員の方がより多い時間の講義を担当していると思われるが、その点は教員の増員によって次第に解消されるであろう。しかし我国の経済の生長に対応して、賃金の上昇は不可避免であり、それを仮に年間5%と抑えれば、授業料を現状で凍結するという前提に立つ限り、初年度においてつぎの金額が必要とある。

$$700,000 \text{円(平均給与)} \times 0.05 \times 21,000 = 735,000,000 \text{円} \quad (\text{B})$$

(4) 施設の改善 施設の指標である学生1人当りの校舎の平均坪数を10年間で現在の1.3坪から3.0坪にふやすとして、その建設費を仮に坪平均10万円、学生実人員を544,000として所要経費は年額つぎの通りになる。

$$100,000 \times 1.7 \times 544,000 \div 10 = 9,248,000,000 \text{円} \quad (\text{C})$$

(5) 債務の返還 私立学校が現に負担する債務は1,000億円を超えるものと報告されている。そのうちどれだけが私立大学の負債であるかは明らかでないが、これを80%と見積り、長期低利と仮定しても、その利子および返済に120億円程度の金額を必要とすると推測される。

そこで上記(A)、(B)、(C)とこの120億円とを加えた約226億円という金額が、私立大学の立場からみた初年度の所要額ということになる。

上記の試算とは未知の要素が多く入っている。例えば現在のところ収支のバランスがとれていることを前提としているが、この点すでに消費的支出だけをとつてみても年々赤字が増加しつつあるのかもしれない。また、現在の赤字が資本的支出、つまり施設の拡充に由来するものであり、それが完了した後は赤字は減少するものであるかもしれない。大学によってかなり事情が異なるであろうから、助成額の算定に当っては、それらを十分に考慮に入れなければならない。

8. 私立大学の助成が行なわれた場合に、そのための国立大学の教育、研究条件改善のための予算要求が圧迫を受けることがあってはならないことはいうまでもない。

(資料1) 私立大学の助成に関する勧告資料

全国大学在学者総数中に私立大学在学者数の占める割合

	昭 2 6		昭 3 8	
	実 数	%	実 数	%
国 立	1 1 8, 9 8 4	3 8.5	1 9 6, 5 2 9	2 5.8
公 立	1 3 0 4 0	4.2	3 2, 6 2 8	4.3
私 立	1 7 7, 3 6 5	5 7.3	5 3 3, 5 9 2	6 9.9
計	3 0 9, 3 8 9	1 0 0.0	7 6 2, 7 4 9	1 0 0.0

(資料 文部省「わが国の高等教育」昭和39年8月)

(資料2) 本務教員1人に対する学生数

	教 員 数	学 生 数	教員1人に対する学生数
国 立	2 7 2 5 1人	2 1 5 3 3 4人	7 8 9
公 立	4, 9 8 1	3 4, 7 3 1	6 9 7
私 立	1 9, 9 2 5	定員 4 1 6, 1 5 8	2 1 0 0
		定員 5 4 4, 0 3 5	2 7 3 5
3 8年	5 2, 1 5 7	7 9 4, 1 0 0	1 5 2 2

(資料 昭和38年度 文部省統計速報より)

(資料3) 国立・私立大学校舎坪数比較

	私 立			国 立			公 立			平 均		
	大学	短大	平均	大学	短大	平均	大学	短大	平均	大学	短大	平均
学生定員1人 当り校舎坪数	216	270	225	578	286	369	372	444	536	365	292	355
学生定員1人 当り校舎坪数	132	193	141	592	208	576	475	369	445	265	213	258

- 注 1. 校舎坪数、学生実数は学校基本調により、学生定員は全国大学一覧、短大一覧によった。
 2. 校舎は、講義室、演習室、実験実習室、図書室(館)、研究室、管理関係室の統計であり、体育施設、学生寄宿舎を含まない。(昭和38年度文部省調査)

(資料4) 私立大学の財政収入、支出の現況(昭和37年度)

(百万円) 29,304 7,335 16,816 574 12,666

収入	学 生 納 付 金	寄 附 金	財産収入 付属 事業収入その他	補 助 金	借 入 金
----	-----------	-------	--------------------	-------	-------

(%) 43.9 11.0 25.2 0.7 19.0

(%)	31.5	8.3	1.9	0.4	30.1	11.9	9.9
支出	教授研究費	維持費	修繕費	その他消費的支出	建築費その他の資本的支出	債務償還額	その他
	20,960(百万円)	5,526	4,233	20,098	7,992	6,663	

(資料 文部省「わが国の高等教育」昭和39年8月)

(資料5) 私立大学の実収入の内訳

29,304(百万円)	7,335	16,816	574
学生納付金	寄附金	財産収入附属事業収入その他	補助金
(%) 54.3	13.6	31.1	1

(資料6) 家庭の所得階層別学生数(昭和38年)

		30万円未満	30～42万	42～54万	54～66万	66～78万	78～90万	90万円以上	計	平均所得
国立	S38	13.0	15.9	13.8	13.4	9.8	7.9	26.2	192,290	763,843円
	S36	19.8	20.2	15.4	12.9	8.3	6.6	16.7	181,330	622,114
公立	S38	6.5	11.9	12.3	14.5	11.6	8.0	35.2	29,780	912,486
	S36	12.0	16.6	16.5	15.1	8.9	7.0	23.3	26,450	715,342
私立	S38	5.2	7.1	8.7	10.9	9.0	8.4	50.7	434,210	1,329,485
	S36	6.4	9.2	12.3	12.5	10.4	8.3	40.9	348,830	1,064,236
計	S38	7.5	9.9	10.4	11.8	9.4	8.2	42.8	656,480	1,000,571
	S36	11.0	13.2	13.5	12.8	9.6	7.2	32.2	551,610	903,624

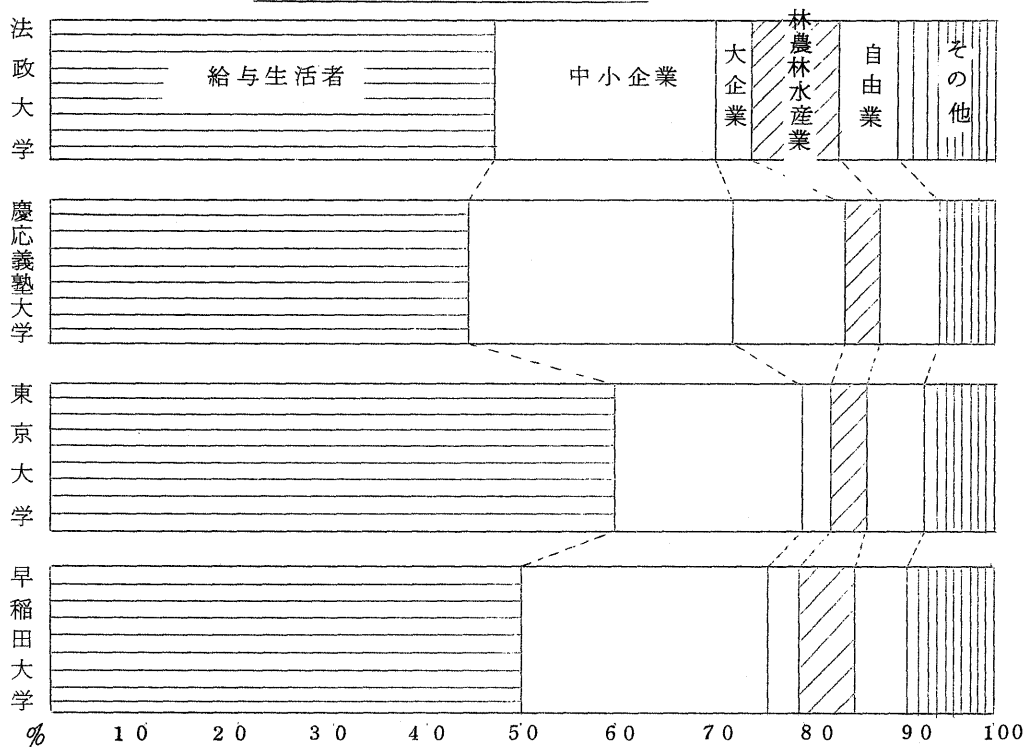
(資料) サンデー毎日(39年11月22日号)

(資料7) 都市勤労者世帯の平均所得

	月額	年額
S 38	56,873円	672,476円
S 36	45,196	542,352

(資料 全都市勤労者世帯月額実収入「経済白書39年版」)

(資料8) 四つの大学にみる父兄の職業



(資料: 全国生協連「学生の消費生活実態調査」(昭和39年7月) 朝日ジャーナル1965年2月14日号より転載)

(資料9) 授業料

	戦前	昭和38年度
国立大学	120円	12,000円
私立大学	慶応 140	47,000円
	明治 110	

(資料 文部省「わが国の高等教育」昭和39年8月)

(資料10) 授業料年額

	34	35	36	37	38	39	国立39年度
短大	20,500	20,840	25,029	28,911	32,787	37,060	9,600
大学	25,877	30,310	40,750	46,342	54,532	61,746	12,000

(資料11) 授業料年額(平均)内訳

	37	38	39
理工系	50,100円	57,880円	67,111
医歯系	105,882	135,714	148,235
薬・農 獣医系	52,458	61,368	69,189
文科系	35,186	40,967	45,630
平均	46,342	54,532	61,746

なお39年度の最高、最低額は次の通りである。

理工系	100,000～30,000
医歯系	200,000～70,000
薬農・獣医系	100,000～40,000
文科系	100,000～24,000

(資料12) 私立大学の学生1人当り経費と国立のそれとの比較

	消費的支出	資本的支出債務償還費	計
私立(A)	77,384 ^円 (53.2%)	68,049 ^円 (46.8%)	145,433 ^円 (100%)
国立(B)	239,453(85.1%)	41,828(14.9%)	281,281(100%)
国立に対する割合A/B	32.3%	16.27%	51.7%

(資料 文部省「私立学校の支出および収入に関する調査報告書(昭和37年度)」による)

(注) 私立は大学の屋間の経費である。国立は37年度国立大学、短期大学の決算額を学生等で除して得た額である。

(資料13) 消費的(教授研究費)資本的支出の推移

	消費的支出	教授・研究費	資本的支出
昭和35年	17,370,869 ^円	11,988,788 ^円	9,296,037 ^円
昭和36年	23,180,606	15,171,661	14,527,466
昭和37年	34,110,229	22,714,435	20,414,844

(資料14) 学生1人当りの消費的(教授研究費)資本的支出の推移(屋間部のみ)

	消費的支出	教授・研究費	資本的支出
昭和35年度	61,158円	40,875円	34,924円
昭和36年度	67,417	43,307	45,061
昭和37年度	77,384	50,780	48,089

(私立学校の支出および収入に関する調査報告書 — 昭和35—37年会計年度 —)

(資料15) 昭和40年度私学振興関係予算額

事 項	40年度予算額	前年度予算額	比較増△減額
(管理局所管分)	千円	千円	千円
臨時私立学校振興方策調査会の運営	2,182	0	2,182
私立大学管理課特別助成	1,946,638	1,661,638	285,000
私立学校振興会出資金	1,000,000	1,500,000	△500,000
(財政投融资)	(10,000,000)	(4,000,000)	(6,000,000)

事 項	40年度予算額	前年度予算額	比較増△減額
	千円	千円	千円
私立学校教職員共済組合補助金	175,903	140,258	35,645
私学教育研修センター設置費補助金	50,000	0	50,000
私立学校建物其他災害復旧費補助金	0	27,496	△27,496
計	3,174,723	3,329,392	△154,669
(財 政 投 融 資)	(10,000,000)	(4,000,000)	(6,000,000)
(大学学術局所管分)			
私立大学研究設備助成補助金	1,135,211	908,000	227,211
(初等中等教育局所管分)			
理科教育設備費補助金	158,668	157,557	1,111
高等学校産業教育施設及設備整備補助金	494,716	553,944	△59,228
施 設 費	131,367	226,415	△95,048
設 備 費	363,949	327,529	35,820
幼稚園設備費補助金	公私合計額 35,000	20,000	15,000
定時制高等学校設備費補助金	1,500	1,500	0
養護学校等設備費補助金	1,000	1,000	0
特殊教育学校職業教育費補助金	585	1,018	△ 433
計	691,469	735,019	△43,550
(社会教育局所管分)			
高等学校視聴覚教材設備費補助金	公私合計額 30,000	0	30,000
(体育局所管分)			
体育施設整備費補助金	約 3,600	3,600	0
夜間定時制高等学校夜食費補助金	34,193	29,214	4,979
計	37,793	32,814	4,979
合 計	5,069,196	5,005,225	63,971
(財 政 投 融 資)	(10,000,000)	(4,000,000)	(6,000,000)

備考 合計額には初等中等教育局所管の幼稚園設備費補助金および社会教育局所管の高等学校視聴覚教材設備費補助金の公私合計額 65,000千円を含む。

前年度予算額は当初予算額である。